

特定公益増進法人

○公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定

のもの（「特定公益増進法人」）に対する その特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金については、
寄附金控除等の税制上の措置の対象とされています。

○「特定公益増進法人」とは、次の法人をいいます。

- ・独立行政法人
- ・地方独立行政法人のうち、一定の業務を主たる目的とするもの
- ・自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- ・公益社団法人及び公益財団法人
- ・私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とする
もの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの
- ・社会福祉法人
- ・更正保護法人

（注）従前一定の法人が特定公益増進法人とされていた旧民法第34条法人については、公益法人制度改革により、公益社団

・財団法人又は一般社団・財団法人へのいずれかに移行等を行うこととされ、平成25年11月30日をもってその移行期間が満了しました。

(証明書写し)

文生第172号

所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条
第1項第3号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事業所の所在地 山形県鶴岡市家中新町10番18号

法人の名称 公益財団法人 致道博物館

代表者氏名 代表理事 酒井忠久

法人の目的 博物館を設置し、郷土文化の向上に寄与することを
目的とする。

所得税法施行令第217条第1項第3号
及び法人税法施行令第77条第1項第3
号の認定の年月日

平成24年3月21日

上記の法人は、所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条
第1項第3号に掲げる法人であることを証明する。

平成25年4月1日

山形県教育委員会